

補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の仕入控除税額報告について

税制上、補助金は特定収入であるため、消費税を含む補助金の交付を受けた場合、当該補助金は預かり消費税の対象とはなりません。従って、補助事業で支出した消費税を含めて仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたこととなり、当該仕入控除税額分の補助金を返還していただく必要があります。
そのため、以下を御参照のうえ、補助金の交付を受けた年度の消費税の確定申告終了後、速やかに仕入控除税額報告をお願いします。

1 提出が必要な書類

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除報告書(様式8) ※エクセル又はワード、いずれかのファイルで作成ください。

(2) 別紙概要 ※該当のシートで作成ください。確定申告書(写し)等、必要書類を添付ください。

※仕入控除税額がない(0円)の場合でも、県への提出が必要ですので御留意ください。

2 仕入控除税額(=県への返還額)について

(1) 仕入控除税額がない場合

ア 消費税の申告義務がない

イ 簡易課税方式により申告している

ウ 公益法人等(※1)であって、特定収入割合が5%を超えている(医療法人社団及び医療法人財団を除く)

エ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している

オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている など

(※1) 一般財団法人、一般社団法人、医療法人(医療法第42条の2第1項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険団体連合会、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立行政法人、独立行政法人、日本赤十字社 等(詳しくは消費税法別表第三を御参照ください。)

(2) 仕入控除税額がある場合

ア 課税売上が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合

補助金額(※2) × 10 / 110 (又は 8 / 108) = 返還額

イ 課税売上が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合で、「一括比例配分方式」により消費税の確定申告を行っている場合

補助金額(※2) × 10 / 110 (又は 8 / 108) × 課税売上割合 = 返還額

ウ 課税売上が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合で、「個別対応方式」により消費税の確定申告を行っている場合

次のAとBの合計額

A 課税売上のみを要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額(※2) × 10 / 110 (又は 8 / 108) = 返還額

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額(※2) × 10 / 110 (又は 8 / 108) × 課税売上割合 = 返還額

(※2) 補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみを計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の用途を明確にしている場合には、課税仕入れに使用した補助金のみを計算対象とします。

【留意事項】

ア 仕入控除税額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わず計算し、(ただし、消費税の確定申告において、課税売上割合を端数処理している場合は、その割合を用いる。)また、算出された返還額は、円未満を切り捨てること。

イ 消費税や仕入控除税額等の詳細については、国税庁ホームページを御覧いただくか、税理士等に照会していただきますようお願いいたします。